

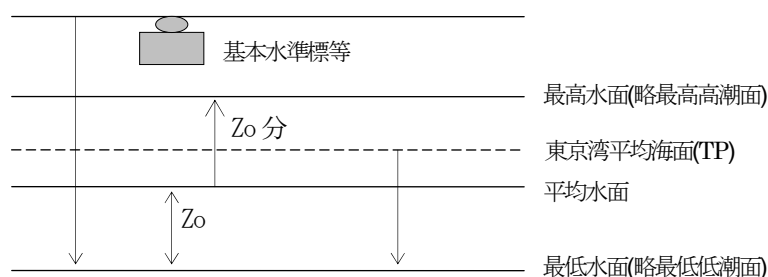
# 平均水面、最高水面及び最低水面一覧表

この表は、水路業務法施行令（平成13年政令第433号）第1条の規定に基づき、閲覧に供するものである。

## [ 解 説 ]

- 1 平均水面は、現地の長期間にわたる潮汐観測資料から毎時潮高を平均して得られる面である。ただし、観測期間が短い場合には、季節的な変動量を修正して決定される面である。
- 2 最低水面は、潮汐観測資料から調和分解によって潮汐調和定数を求め、このうちの主要四分潮（M2, S2, K1, O1 潮）の半潮差の和だけ平均水面から下げた面である。最低水面から平均水面までの高さを  $Z_0$  という。
- 3 最高水面は、上記  $Z_0$  分の高さだけ平均水面から上げた面である。
- 4 上記各水面の高さを表示するため、基本水準標または水準点等から最低水面までの高さ、及び最低水面から平均水面、平均水面から最高水面までの高さを表示している。  
なお、HBMとは、海上保安庁が設置した水路測量標又はこれに準じる標のうち、最低水面の高さを示す標（基本水準標）である。  
国土地理院BMに関しては、国土地理院の水準点成果に基づき、可能な限り東京湾平均海面から最低水面までの高さを「TP下」として表示した。  
なお、「TP下」の高さは、記載したときの水準点成果を使用しており最新でない場合がある。
- 5 区分図によって  $Z_0$  が定められている海域については、付図として、これらの区分図を掲載した。
- 6 参考のため港則法に基づく特定港については太字で区別した。
- 7 本表にある地理的概位は世界測地系に基づいている。

## 8 潮位関係図



- 9 表示してある港湾等以外の平均水面の高さ（験潮器観測基準面上）は、次式により算出するものとする。

$$A'_0 = A'_1 + (A_0 - A_1)$$

ただし、  $A'_0$  : 測量地験潮所の平均水面の高さ

$A'_1$  : 同一期間における測量地験潮所の短期平均水面の高さ

$A_0$  : 基準となる験潮所の平均水面の高さ

$A_1$  : 同一期間における基準となる験潮所の短期平均水面の高さ